

大瀧事件 第四準備書面

原告 平野町 被告 縣知事川淵治馬 小田炭礦會社

六、被告代理人は「被告從來の慣例に依れば河川を水源とする水道の布設に付ては其布設に關し内務大臣の認可ありたるときは河川の許可を受くることなきものとす。従て原告水道の許可は被告の許可可処分を受けたるものに非ざるに依り原告の取水権は之を認むることを得ざるも原告の事實上好間川より一、三個の水を引用しつゝある利益は被告は從來恰も權利と同様に之を保護し之を侵害せざるべきを期したるに共し將來に亘り從來と等しく同様の保護を與ふるものとす」(被告第二準備書面第一項第一款)と主張し被告は原告が好間川の水を使用し來りたることを承認するのみならず進て其使用を保護して妨害せざるべきことを期するものなり即ち好間川水利使用許可權者たる被告は好間川の水を使用するにあらざれば原告は其水道を何時も維持し得ざるものなることを熟知し且つ常時原告水道設備の監督を爲しつゝあるものにして其被告が原告の係争水利使用を承認し之を保護して侵害せざるべきことを期す單に此事實のみを以て原告は水利使用を許可せられたるものと解するを正當とす被告代理人が斯の如き事實あるに拘らず尙水利使用権は許可せられたるものに非ずと主張するは結局認可及び權利の本質に關する見解の相異に外なら

第二 上野原江筋は原告の營造物なり

一、原告が上野原江筋(取入口より熊の崎地点迄)は原告の營造物なりと主張するは既に提出したる準備書面に於て述べたるが如く(一)江筋は原告の水道線路なること(二)水道線路は水道設備の重要な部分を爲し布設者の管理維持に屬するを原則とすべきこと(三)原告は江筋を水道線路に適應する様改築修理し爾來江筋組合より何等の指圖、干渉を受くることなく之を管理維持し來りたること(四)甲第八號證の一、二に依るも明なるが如く江筋組合に於て原告の管理維持權を認むるものなること等の事實に基くものなり即ち以上の事實を通過綜合するときは原告は甲第一及二號證の契約に依り江筋の管理維持權を有するものなりと謂ふに在り然るに被告は其第二準備書面第二項に於て如上の事實中各個の事實を採り來り之に依りては原告の營造物に非ずと主張するも是被告が原告の主張を誤解したるに非ざれば強て原告主張の基礎事實を分離して觀察し故意に其全部を通過することを得ざるものにして其主張は理由なし。

二、被告及び參加人は甲第一號證第五項は「平町は第一項の水を引用するの外上野原江筋に對し他は權利を有せざるものとす」の規定を援用し原告は單に江筋を使用する權利を有するに止まり之が管理維持を有するものに非ずと主張す然れども全規定は原告が一、三個の上水を引用する目的以外に江筋を利用せざることを明白にせんとしたるに過ぎ

す。即ち原告は江筋を他の目的に使用し又は一、三個以上の水を引用せざるべきことを規定したるものにして原告に管理維持權なきことを規定したるものに非ず全規定第四項の「水源地より大宇上好間川の分水地点に至る迄用水路の修繕は平町の負擔とす」の規定は原告の義務の方面より立言したるものなるも同時に亦同規定第二項の規定に從ひ原告が改築したる江筋は熊の崎に於て其修繕維持事務は原告に歸屬し組合は之に關與せざることを明瞭に示し原告の管理維持義務を負ふことと定めたるものなることは甲第八號證の一、二と併せ考へ更之を以て原告が江筋を管理維持し來り組合は何等之に關與せざりし現實の事態に徴するときは甲第一號證第五項の規定は原告主張の如き趣旨なることを首肯するに餘あるべし。

讀者論壇

積極的施設の要望

吉田竹堂 (上)

吾が平町は人口將に三萬に達し巷間既に市制實施を云ふものあり、乍併事務の發達改善には自ら自然あり不自然あり其自然を捉へて以て之に適當の施設改善を加へて全ならしむるは吾等の大いに贊同するものであるが、不自然なる現状を目して直ちに之れに隨應するの最も熱慮すべきものであると思ふ、吾等は平町を論ずるの秋果して自然的現状を形成し且つ將來些の不安を與へず之れを永遠

に維持し且つ進展せしむることを得べきか是れ最も考究すべき問題である、由來平町は其環境に於て最も有利の地位にある、即ち陸には一大賣場と稱せらる、常盤炭田は鬱然として地下を埋め程近き大海洋より漁撈し來る海産物は續續として吾が平町を以て集散の地と成しつゝあるのである、之れ吾が平町に對し劇甚なる進歩發展を促したる最大素因であると思ふのである、乍併海岸は無限であり永久であるが埋没せる炭量は有限であり且つ種々なる障礙の伴ふことを豫期せねばならぬ、而かも吾が平町が前述の他動的産業に依つて發展せられたりすれば吾人平町民たるもの宜しく冷静靜懐徒らに晏如を貪るの秋に非ずと思ふのである、茲に於て吾等は地方産業の興隆を願望し或は當局に向つて或は先輩其他富階級等に向つて屢々苦衷を進言せしことあり、平町は平町民に依つて維持し發展し更に躍進することを期せねばならぬ、即ち自動的發展を圖らねばならぬのである、之れを國家的政策に就て見ると既に産業開發に就き種々論議講究せられ憲政會は在野黨當時より盛んに産業振興論を高唱し政友會又最近産業立國論なるものを提唱し何れも産業を以て國運興隆の基調とせらるゝが如く地方町村の自治經營も又此の準則に卒由すべきものであると思ふ、果して然らば吾が平町は茲に大いに覺醒し遠觀し自らの手に依つて開拓し永遠に進展持續の大策を樹立せねばならぬ、然り吾が平町は既に消極的施設として教育機關の改善上水道の布設等若く社會的施設を爲しつゝあるも未だ以て完しと云ふことを得ないのみならず今後施すべき事業は堆積して居るのである、

春着大賣し

モスリン着尺とセイルとネル

羽二重片側帶地 春柄提供!!

店員募集
女店員募集
事務員募集

平古鍛冶町一 茗荷屋貸衣裳店

春の情景

松ヶ岡公園に 春は訪る

春の情景

松ヶ岡公園 畔池園公岡ヶ松

電話二二六番

氷燗常盤

而かも積極的經營に至つては何等の經濟企圖に觸れて居ないのである、之れ吾等の最も遺憾とする處である、勿論一般的商工業の興隆は之れを他の事業家に俟たねばならぬのであるが、是等事業經營を容易ならしめ更に居住者をして生活の安全を期せしむるの責任は又以て平町夫れ自體が負はねばならぬのである。

時事問題について 讀者の意見を募る

吾等が住む石城の天地、將に將に多事多端である。市制を施かんとする平町にも幾多改善を迫られたものがあるではないか。更に附近を見よ、曰く労働問題、小名濱港問題、曰く何々。之等に關し各位の忌憚なき御意見の投書を望む。

行數制限なし宛名編輯部

眼。鼻。舌の喜ぶ

一の井の洋食

特に注意致して居ります。是非御試食下さい。

國際料理研究所特派講師 杉林太美雄

新電話 七一八番

右今般開設シマシタ、御利用下サイ。

●三高形學生帽子
●春向中折其他

新荷着

ME 遠藤帽子店

平町二丁目

スポンジ

婦人病血道の妙藥

美濃の功 強壯の効 著大

血をふやし 肉を肥やす

定價 圓壹・圓貳・圓伍

代理店 山野邊藥局

平町五丁目

健腦強精、美血、新藥、神活

「神治」に依つて満足せらるべし

本舖 株式會社松田博愛堂

代理店 平町二丁目 大平屋藥店

電話六四二番